

CONTENTS

- 【特集】**
- P1 会長挨拶
- P2~ 東日本大震災に係る中小企業者に対する支援策
- P4 東日本大震災に係る義援金のお礼
- P5 平成23年度福井県商工会連合会重点事業
- 【金融・労務支援】**
- P6 金融情報
 - ・マル経資金、商工貯蓄共済貸付
- P7 労働保険事務代行
 - ・労働保険事務委託のメリット
- 【新事業展開支援】**
- P8 ぶくいの逸品創造ファンド事業
- P9 中小企業支援ネットワーク強化事業
- 【情報化支援】**
- P10 IT人材・100万会員ネットワーク
- 【施策情報】**
- P11 米トレーサビリティ制度
- P12 商工貯蓄共済
 - 自動車税納期限、仕事と子育て両立支援

商工会 ぶくい

No.29
春号
2011.05

商工会は行きます 聞きます 提案します

～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
 〒910-0004 福井市宝永4-9-14
 TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
 責任者／川上 正男
 年4回(2・5・8・11月)1日発行(購読料60円)
 (購読料は会費に含まれています)

次なる50年に向けて 会員満足度を高め 経営支援の質の向上を図る

福井県商工会連合会 会長 川上正男



商工会は記念すべき法施行50周年を終え、今年度は次なる50年に向けた最初の年であります。地域に根差した活動を通じて、失われて行く地域コミュニティを守る唯一の砦として、地域の事業者や住民にとって、真に頼りとなる商工会となるために、新しい第一歩を踏み出す年と位置付けています。

このため、商工会では昨年度に引き続き「商工会は行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～」をキャッチフレーズとして掲げ、巡回訪問の徹底により、会員事業者のニーズに的確に対応し、会員満足度を高めていくとともに経営支援の質の向上を図っていきます。また、13商工会となって4年目を迎え、各商工会の実情に応じた事業基盤を確立するため、商工会が策定した経営戦略目標の達成に向け積極的に支援していきます。

県連合会では、商工会と一丸となって、1. 商工会経営戦略の推進（組織・財政基盤の強化 会員サービスの強化）、2. がんばる小規模企業応援事業の展開、3. 情報化支援事業の実施、4. 地域活性化事業の推進、5. 資質向上対策事業の強化を最重点事業に掲げ、強力に展開してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

このたびの東日本大震災によって未曾有の被害が発生し、多くの方々が被災されました。被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲者の方々には謹んで哀悼の意を表します。今回の地震では、大きな被害が出た地域のほとんどが商工会地区です。そこで会員の皆様に義援金活動を呼びかけましたところ、多くの義援金が集まり誠にありがとうございました。(④面掲載)

東日本大震災に係る中小企業者に対する支援策

I 資金繰り支援策

1. 経営安定資金

〔東北地方太平洋沖地震対策分〕

平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により、一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障を来している中小企業者の経営の安定を図る

(1) 対象者

○直接被害を受けた方

※事業所または主要な事業用資産が平成23年東北地方太平洋沖地震（以下、「地震」という。）による直接被害を受けた中小企業者であって、被害を受けた事業所等の所在地を所管する市町長から罹災証明書の発行を受けた者

○間接被害を受けた方

※地震の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者、または、売掛金等の回収条件が長期化することで取引条件が悪化している中小企業者

(2) 融資限度額

8,000万円

2. 経営安定資金

〔東北地方太平洋沖地震対策分(短期資金)〕

(1) 対象者

平成23年東北地方太平洋沖地震の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者、または、売掛金等の回収条件が長期化することで取引条件が悪化している中小企業者

ただし、今後1年以内に当該売上高等の減少または取引条件の悪化が解消される見込みの者

(2) 融資限度額

1,500万円

(3) 融資期間

運転資金1年以内（期日一括返済）

※ただし、短期資金の借換えなど旧債務の返済は不可

3. 資金繰り円滑化支援資金

〔東北地方太平洋沖地震対策分〕

平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により、一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業者に対し、借換えにより返済条件を緩和し、資金繰りおよび経営の改善を図る

(1) 対象者

次のイ)～ハ)までのすべてに該当する中小企業者

イ) 次の(a)または(b)に該当する中小企業者であること

(a) 事業所または主要な事業用資産が平成23年東北地方太平洋沖地震（以下、「地震」という。）による直接被害を受けた中小企業者であって、被害を受けた事業所等の所在地を所管する市町長から罹災証明書の発行を受けている者

(b) 地震の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者、または、売掛金等の回収条件が長期化することで取引条件が悪化している中小企業者

ロ) 県制度融資(※)の借入残高を有すること

※平成23年3月31日以前に借り入れた中小企業育成資金、経営安定資金、資金繰り円滑化支援および産業活性化支援資金に限る

ハ) 経営改善計画に基づき返済条件の緩和を図ることにより、資金繰りおよび経営の改善が期待できること

(2) 融資限度額

8,000万円

【セーフティネット保証（5号）】

・平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象。以下イ）～ハ）のいずれかを満たす必要があります

- イ) 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ハ) 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者

・一般保証（80%保証）とは別枠で無担保8,000万円、最大で2億8,000万円を100%保証

4. 県制度融資返済猶予特例制度

震災の影響を受けて、急激な売上減少等により、既往借入金の返済に窮している県内中小企業者に対し、元金の返済を1年間猶予するとともに、猶予期間終了後も返済額が増加しないよう融資期間を1年間延長することができる制度

(1) 対象者

次のイ）～ハ）のすべてに該当する中小企業者

- イ) 県制度融資の残高を有する中小企業者
- ロ) 次の（a）または（b）に該当する中小企業者
 - （a）地震による直接被害を受けた中小企業者
 - （b）地震の影響を受けたことにより、申請日以後の3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる者、または、売掛金等の回収条件が長

期化することで、取引条件が悪化している中小企業者

- ハ) 返済猶予を行った資金について、返済猶予終了後の償還が確実に見込まれると取扱金融機関が認める中小企業者

(2) 返済猶予の期間および方法

返済猶予の期間は1年間以内とし、猶予期間終了後も返済額が増加しないように融資期間を返済猶予の期間と同期間延長する。（完済日が最長で1年繰り延べられる）

5. 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度（東日本大震災の被災中小企業者が利用可能）

(1) 対象者**○直接被害を受けた方**

※市区町村等からの罹災証明書が必要

○間接被害を受けた方

※直接被害の事業者（取引先）の罹災証明書が必要

※取引依存度が2割以上で

- ・今後3か月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる

または、

- ・借入申込直前2ヶ月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方

(2) 特別措置

0.9%の金利値下げ（貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限）

(3) 融資限度額

各融資制度ごとのご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額

II 雇用維持等の支援策

1. 本県独自の雇用維持緊急助成金の継続

休業を行い雇用維持に努めた事業者に対する国の雇用調整助成金等に本県独自の上乗せ助成（国助成金の1/10を上乗せ）を23年度も引き続き実施

2. 雇用調整助成金の支給要件の緩和等

被災に伴う「経済上の理由」で事業縮小した場合の利用など、雇用の維持に取り組む事業主を迅速に支援するための支給要件の緩和

(1) 対象者

- イ) 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
- ロ)、イ) に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の場合
- ハ) 計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合
上記のイ)～ハ) に該当する場合には、最近3か月ではなく最近1か月の生産量などがその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。（平成23年6月16日までの間は、震災後1か月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。）

3. 雇用保険失業給付の特例措置の実施

被災による休業について、実際に離職していなくても失業給付が受給できるなどの措置

(1) 対象者

- イ) 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます
- ロ) 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます

III 資材調達に関する情報提供

1. 内容 主要な素材生産への震災の影響

2. 掲載場所

県ホームページトップ

→ 新着情報

→ 過去の一覧へ

→ 東日本大震災

（東北地方太平洋沖地震）関連情報

→ 資材調達に対する情報提供

商工会では特別相談窓口を設置し相談体制を強化するとともに、経営指導員等による積極的な巡回相談を実施しておりますのでご相談ください。

東日本大震災 義援金

義援金額 **13,467,160 円** (平成23年4月20日現在)

3月11日に発生しました東日本大震災では、大きな被害が出た地域のほとんどが商工会地区です。特に岩手、宮城、福島、茨城の沿岸部は津波による被害が甚大で、役職員の死亡・安否不明者も13名おり、会員の中にも相当数の犠牲者がでております。商工会館も23会館が全壊・半壊により使用不能となっています。

そこで商工会では全国の組織をあげて義援金活動を実施しています。福井県内では、現在1,300万円を超える金額が集まりました。誠にありがとうございます。今回の大震災に係る復興については長時間を要するものと見込まれており、引き続きご協力をお願いいたします。

全国ではこれまでに5億2千万円近くの義援金が集まり、全国商工会連合会を通して被災地の各商工会連合会に対し、3月18日付で2千万円、4月7日付で3億7千万円を取り急ぎ送金しています。

義援金の税法上の取扱い

(国税庁の通達より)

商工会に納めていただいた義援金は、個人事業主は必要経費に法人は損金に、全額算入することができます。災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等に該当するため、寄付金控除ではなく、直接経費として参入することが認められています。

「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」

巡回訪問の徹底により会員事業者のニーズに的確に対応

平成23年度福井県商工会連合会重点事業

今年度は、商工会法施行50周年の次なる50年に向けた最初の年であり、「地域社会に貢献する商工会」の果たすべき役割を再認識し、中小企業の振興発展並びに地域の活性化に努めます。特に以下の項目を最重点事業に掲げ、強力に展開します。

1. 商工会経営戦略の推進（組織・財政基盤、会員サービスの強化）

13商工会となって4年目を迎えた各商工会の実情に応じた事業基盤を確立するため、合併商工会運営ガイドラインに基づき各商工会が策定した経営戦略目標達成に向けた事業体制の構築を図る。

〔主な事業〕

会員増強、組織率向上の推進、事業評価システム・目標管理の推進、地域貢献計画の策定と活用、巡回ツールの作成と全会員への巡回訪問実施

2. がんばる小規模企業応援事業

小規模企業自らが経営環境を的確に把握し、経営課題を克服して事業展開していくための中期経営計画の策定を支援するため、経営力向上支援、地域資源活用等新事業展開支援、創業、事業承継などについて、「中小企業支援ネットワーク強化事業」による専門家派遣等を活用して支援に取り組む。

〔主な事業〕

経営革新・地域資源活用・農商工連携等の新事業展開支援、ビジネスマッチング支援、創業・再チャレンジ支援、事業承継支援

3. 情報化支援事業

ネットde記帳を活用した会員企業に対する財務改善支援の強化を図り、記帳事業における付加価値向上を図るとともに会員企業の生産性向上に取り組むほか、100万会員ネットワークを活用した会員企業の情報発信支援を行い、販路拡大と受注機会獲得の支援に取り組む。

〔主な事業〕

ネットde記帳による経営力向上支援、会員ホームページの構築支援、独自技術を活かした販路拡大用サイトの構築

4. 地域活性化事業

商工会各地の農林漁業者との連携や地域資源を活用した新商品開発や販路開拓支援について、ギフト・通販を中心とした販売チャネルを絞り込んだ支援を拡充・強化することにより、会員事業所の商品力の底上げと農商工連携支援法や地域資源活用プログラムの活用促進を図る。

〔主な事業〕

ギフト商品開発及び県内外での販路開拓支援、地域力活用新事業創出支援事業（全国展開事業）の商工会実施の推進

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）が平成23年度に入り利用者増加

平成23年度に入り、商工会会員のメリットの1つである無担保・無保証人、低利で融資が受けられる小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の斡旋件数が13商工会で26件（4月20日現在）と利用者が増加しております。（前年4月末24件）上記の無担保・無保証人というだけでなく、日頃から接している経営指導員に気軽に相談できるという点からもマル経は利用しやすい融資であります。

なお、平成23年度も引き続き利子補給が実施されることとなりました（平成24年3月末までに借入をされた方は県の利子補給として、0.5%相当分の補助が約2年間、受けることができます）ので、この機会に是非活用ください。



(1) 利用の概要

【ご利用いただける方】 ※以下の各要件のうち①～⑤すべてに該当する方

- ①従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業者の方
- ②商工会の経営指導員による経営指導を原則6ヵ月以上（会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。）受けている方
- ③義務納税額（所得税、法人税、事業税、都道府県民税もしくは市町村民税）を完納している方
- ④原則として同一地区で最近1年以上事業を行っている方
- ⑤商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象企業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- ・融資限度額：1,500万円
- ・返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ・利率：1.95%（平成23年4月14日現在）
- ・無担保・無保証人

(2) 申込み時の提出書類

法人の方	個人事業主の方
<ul style="list-style-type: none"> ●前期・前々期の決算書および確定申告書 ●決算後6ヵ月以上経過の場合は最近の残高試算表 ●法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書 ●会社の登記簿謄本 ●見積書・カタログ等（設備資金をお申込みの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ●前期・前々期の決算書および確定申告書 ●所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書 ●見積書・カタログ等（設備資金をお申込みの場合）

詳しくは商工会までお問い合わせください。

商工貯蓄共済貸付

- 普通貸付
 - ・貸付期間

3年以内	年2.35%
3年超5年以内	年2.85%
5年超	年2.95%
 - ・貸付限度額

積立金の2倍以内で純債（借入申込金額－積立金額）	300万円まで
--------------------------	---------
- 範囲内貸付

	年1.50%
--	--------

労働保険事務代行

労働保険の年度更新

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額は全ての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

年度更新手続きとは、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きのことをいいます。この年度更新手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間（平成23年については6月1日（水）から7月11日（月）までの間）に行わなければならないので手続きが遅れないようご注意ください。

労働保険事務代行

商工会には厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が設置されており、事業主からの委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務処理を行っています。事務処理を委託すると次のような利点がありますので、年度更新前のこの時期に商工会の労働保険事務組合への委託について是非ご検討ください。

事務処理を委託すると次のような利点があります

- ① 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務処理の手間が省けます。
- ② 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。
- ③ 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。（労働保険事務組合に委託していない場合は一定額を超えないと分割納付ができません。）

委託できる事務の範囲

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他の労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

詳しくは商工会までお問い合わせください。

ふくいの逸品創造ファンド事業

県内の中小企業のみなさんが、地場産業で培ってきた技術や、豊かな農林水産物、地域の特色ある観光資源等の「ふくいの強み」を活かした特徴ある新商品・新サービス（ふくいの逸品）を開発し、販路開拓を図ろうとする取組みを応援します！

(1) 補助金の概要

種類	福井の強みを活かすチャレンジ企業支援	農商工連携による新事業創出支援
対象事業	県内の特色ある産業資源＝「福井の強み」を活用した、新商品・新サービスの開発から販路開拓までを行う取組み	商工業者と農林水産業者が経営資源・ノウハウを活かして行う「農商工連携の取組み」により、福井県の農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までを行う取組み
対象経費	「新商品開発」（原材料費、機械装置費、外注加工費、委託費、謝金・旅費等） 「求評」（謝金・旅費、マーケティング調査費、サンプル作成費等） 「販路開拓」（展示会等事業費、サンプル作成費、謝金・旅費、運送費、委託費等） 「広報」（HP作成費、広告費、印刷費等）	
事業期間	交付決定日から1年間（年度をまたいで実施できる）	
補助率	1 / 2 以内	2 / 3 以内
補助限度額	500万円/件	600万円/件

種類	企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業	小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業
対象事業	対象事業 同業態の繊維関連企業（4社以上）または異業態の繊維関連企業（3社以上）が、連携して一つの企業体となってそれぞれの技術や情報などの強みを活かしながら新商品開発や販路開拓を行うモデル的取組み	産地企業と連携小売店等が、福井産の新ブランド眼鏡の企画・生産からPR・販売までを共同で行うモデル的取組み
対象経費	「新商品開発」（原材料費、機械装置費、外注加工費、謝金・旅費等） 「販路開拓」（展示会等事業費、謝金・旅費、広告宣伝費、印刷費、委託費等） 「連携体運営」（会場借上費等）	
事業期間	交付決定日から1年間（年度をまたいで実施できる）	
補助率	2 / 3 以内	
補助限度額	600万円/件	

(2) 募集期間（詳細な日程は未定）

- ①第1回：6月下旬～8月上旬
- ②第2回：12月下旬～2月上旬

(3) 商工会の支援

商工会では「ふくいの逸品創造ファンド」に採択されるためのポイントの指導や実際の申請資料の作成支援を行っています。

また、採択された際における商品開発や販路開拓の専門家派遣等の支援を行っています。

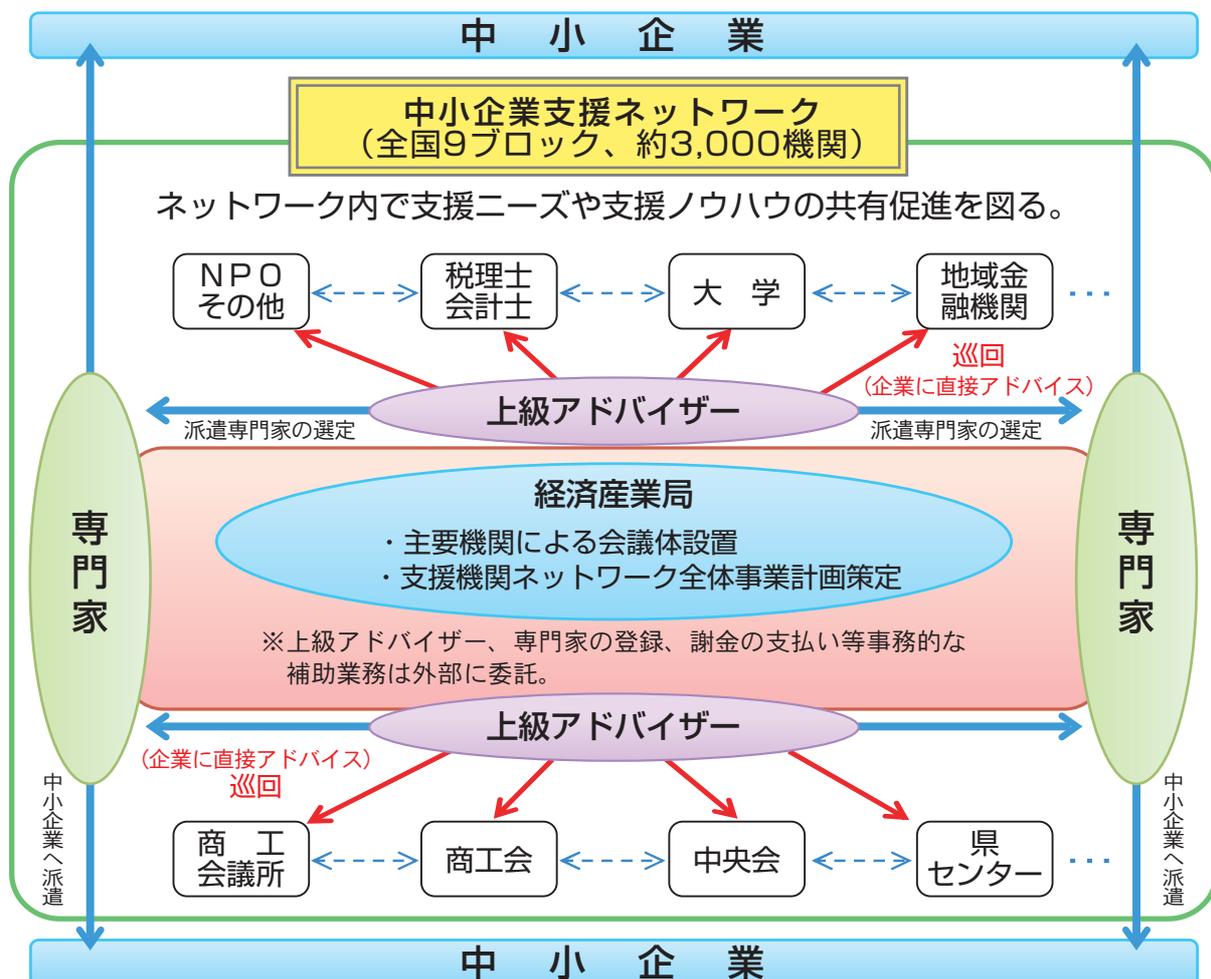
逸品ファンドに限らず、地域資源活用や農商工連携の取組みをお考えの方は一度商工会にご相談ください。

中小企業支援ネットワーク強化事業

事業の内容について

- 中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、幅広い支援機関から成るネットワーク（全国で約3,000機関目標）を経済産業局を中心に構築。支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化します。
- 具体的には経済産業局が中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する専門家を上級アドバイザーとして選定。
 上級アドバイザーがネットワークを構成する商工会等の支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図ります。
- 商工会の経営指導員など支援機関の相談員は上級アドバイザーの相談対応に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図るとともに、相談対応による知見・ノウハウ等をネットワーク内で広く共有し、支援機関の能力向上を図ります。

事業イメージ



～商工会の100万会員ネットワーク～

無料でホームページ作成してみませんか！

商
工
会
員
限
定

商工会では、会員事業所の情報発信を支援するため、ホームページの作成・運用システムを無料で提供しています。パソコンに自信のない方でも簡単な操作で利用できます。また、ネットショップの開設や、インターネットを使った宿泊予約などの仕組みをつくりたいといった方のニーズにも対応しています。

さらに…県 I T人材確保支援事業を利用して簡単作成！

県では、100万会員ネットワークに、初めてホームページを作成する方や作成したページの見直しを図りたい方を対象に、事業所の特長を効果的に発信するため文章や写真などの掲載データ作成を支援しています。

県 I T人材確保支援事業を活用した事業所の声

朝倉の里 利休庵 (福井東商工会)

戦国武将の里・福井市一乗地区にて、福井の伝統的古民家をそのまま店舗とした手打ちそば店と越前焼専門店の2店舗を経営しています。福井県産のそば粉や食材を活用した一品一品心のこもった料理は、静かな山あいの景観とよくマッチして、お客様にご好評をいただいています。

このようなお店の魅力を幅広くPRしたいと思っていたところに、商工会から100万会員ネットワークの情報を聞いて早速利用を希望しました。

HPの作成にあたっては、店の特徴やPR方法などを丁寧にヒアリングしてもらい、費用をかけずに立派なHPができました。

簡単な操作で更新ができるので、今後は当店人気メニューでもある旬の山菜てんぷらやお店の畑で作った小豆のぜんざいなど、季節感たっぷりの情報をHPで提供し、さらに多くの方々に見ていただいで、お店に足を運んでもらいたいと思います。



<http://www.shokokai.or.jp/18/182414S0041/index.htm>

お申込み・お問い合わせは、今すぐお近くの商工会へ！

平成23年7月から産地情報の伝達が義務化

米トレーサビリティ制度

米トレーサビリティ制度は生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることを目的に平成22年10月からスタートしました。この制度は、米・米加工品に関する問題が発生した場合などに流通ルートを手早く特定することができるため、事業者にとってもコストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

事業者間での取引等の記録の作成・保存が義務づけはすでに始まっており、平成23年7月からは事業者間および一般消費者への産地情報の伝達の義務づけが施行されます。

産地情報の伝達義務 業種別の対応

米加工品製造業	飲食業
<p>事業者間の産地情報の伝達（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入・出荷伝票等への産地の記載（伝票等：書面・電子媒体のどちらでも可。仕様書、規格書等でも可） ● 商品の容器・包装への産地の記載 <p>一般消費者への産地情報の伝達（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の容器・包装に産地を記載 ● 商品の包装に産地を知ることができる方法を記載（Webアドレスやお客さま相談窓口電話番号など産地情報を入手するための照会先を記載） ● 購入カタログや注文画面上に産地を掲示 	<p>一般消費者への産地情報の伝達（注）</p> <p>米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。</p> <p>伝達の方法はメニューへの表記、店内掲示など実情に合わせて選べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 冊子メニュー等に表記（例：「当店のご飯・定食に使用しているお米はすべて〇〇県産です」メニューによって米穀の産地が異なる場合は個別メニュー毎に表記） ● 店内メニュー等に表記（入口の立て看板、店内配布のチラシ、ショップカード等でも可） ● 店内に産地を知ることができる方法（店員への質問、Webサイト、お客さま相談窓口等）を掲示
小売販売業	流通業
<p>一般消費者への産地情報の伝達（注）</p> <p>伝達方法は次の方法から実情に合わせて選べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の包装に産地情報を記載 ● 商品の包装に産地を知ることができる方法を記載 ● 購入カタログやネット注文画面上に産地を掲示 ● 商品の容器・包装にこれらのいずれも記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を小売店が一般消費者へ伝達することが必要となります。 	<p>事業者間の産地情報の伝達（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の容器・包装に産地が記載されている場合には、そのまま販売することで、取引先へ産地情報伝達の義務を果たしたことになります。 ● 商品の容器・包装に産地が記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を伝票等（仕様書・規格書でも可）に記載して、取引先に伝達することが必要となります。

（注）産地の記録・記載の注意点

- ① 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ② 原材料に占める割合の多い順に記載。
- ③ 産地が3カ国以上ある場合には、上位2カ国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

- ④ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

産地情報伝達に義務違反があった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

米トレーサビリティ法についての詳しい情報は

URL http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

商工貯蓄共済積立金の運用状況

商工会会員の皆様にご加入いただいております商工貯蓄共済は、毎月の掛金から年に一度、生命保険料と事務手数料を差し引いた残りを商工貯蓄共済積立金として一元的に運用しています。

平成23年3月31日現在の運用状況は次の通りです。

種別	設定金額 (百万円)
金融機関定期預金	1,800
国債・地方債・政府保証債	4,699
福井県商工振興協同組合への貸付金	950
普通預金 他	49
計	7,498

商工貯蓄共済 満期据置金 金利優遇キャンペーン

期間中に、商工貯蓄共済制度（モデル1、3、4、6）の満期を迎え、払い出しせずにそのまま積立金を据え置いた方が対象となります。

通常金利

優遇金利

0.3% + 0.15%

1. 対象期間 平成23年4月～平成24年3月の満期据置
2. 優遇期間 据置開始から1年間

- ・金利優遇の適用を受けた満期据置が1年を待たずに解約された場合は、優遇金利は適用されません。通常金利のみとなります。
- ・1年経過後は通常金利となります。
- ・表示の通常金利は平成23年4月1日現在の金利です。金利情勢により変動する場合があります。
- ・優遇金利は変動しません。

商工貯蓄共済積立金利率が改定されました

平成23年4月1日より、商工貯蓄共済積立金の利率が改定されました。

会員の皆様よりお預かりしております商工貯蓄共済積立金は、福井県商工会連合会において、安心して安全な運用を行っております。

新利率 年 0.3% (旧 年 0.35%)

自動車税の納期限は5月31日(火)です。納期限までに納付しましょう!!



自動車税の「納税証明書」は車検証と一緒に保管しましょう!

仕事と子育ての両立支援 実践する企業を募集します!

県では、働く人と経営者が一致協力して子育てしやすい職場づくりの実践活動を行う企業を募集しています。

- 1 対象企業：県内に本社を置く中小企業（常用雇用10人以上の企業）
- 2 実践内容：従業員と経営者が一致協力して目標と計画を定め、具体的な活動を実施
- 3 応募締切：平成23年7月29日（金）
- 4 活動期間：2年間（平成23年度～24年度）
- 5 活動奨励金：1社あたり年5万円

お問合せ、応募書提出先
福井県産業労働部労働政策課
TEL 0776-20-0389
FAX 0776-20-0648

※詳細は、県ホームページをご覧ください。



[両立支援実践企業](#)

[検索](#)